

令和2年度事業計画書

【基本方針】

社会福祉協議会は、「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」や「社会福祉を目的とする事業に関する広報、連絡及び助成等の事業」を中心に、行政と住民を結び付け、住民を支援するための福祉サービスを提供する組織として、また、社会福祉関係者と福祉活動を担う住民・ボランティア等により構成される組織です。

近年の福祉施策は、個人の尊厳を尊重する視点から、個人個人の生活全体に着目し、たとえ障害があっても、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい生活ができるような基盤を整備していくという基本的な考えのもと、地域での自立支援や生活の確保、施設や病院から地域への移行が進められています。

しかし同時に、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や公的な福祉サービスでの総合的な対応が不十分であることから生まれる様々な問題も顕在化してきています。今、地域社会の弱体化が叫ばれる中、地域社会における安心と安全の確立は、住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会の活性化のためにも喫緊の課題となっています。

赤平市社会福祉協議会といたしましては、民生委員児童委員協議会、福祉団体・施設、ボランティア、行政など、地域福祉を真剣に考える方々と連携、協働しながら、各種福祉事業、福祉サービスを実施展開し、地域の福祉力を一層高めていくとともに、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の在宅福祉サービス、障害者総合支援法による障害者の相談支援や在宅福祉サービス、エリアサポーターによる地域の助け合い活動の更なる充実を図ってまいります。

そして、その活動を通して、その地域の福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っていくことを基本方針とします。

赤平市社会福祉協議会
会長 藤原 税